

2021年度「消費者月間講演会」を開催！

3月26日（土）、2021年度年度消費者月間講演会が「成年年齢引き下げで何が変わるの？～若者の消費者被害防止のためにできること～」をテーマに開催しました。新型コロナウイルスの感染拡大で、6月から3月に延期し、オルガホールと倉敷医療生協サテライト会場、YouTube 視聴のハイブリッド形式で開催し、77人（会場参加32、オンライン申込45）が参加しました。



主催者を代表して消費者ネットおかやま 河田英正理事長より、4月1日に迫った成年年齢引き下げにふれた開会挨拶が行われ、岡山県消団連 金高さおり幹事の司会で進行しました。岡山県消費生活センター 渡邊佳苗所長より、若者のトラブルを中心に県内の消費生活相談の状況報告があり、一人で悩まず誰かに相談したり、「188」に電話したりするようにとの呼びかけがありました。消費者ネットおかやまによる、県立岡山南高校との取り組みや動画紹介もありました。



県消費生活センター
渡邊所長

京都産業大学法学部 坂東俊矢先生（弁護士・消費者支援機構関西常任理事）の講演があり、成年年齢引き下げで18歳・19歳が親の同意なしに自由に契約できるようになり、その契約責任も自分で負うことになること、消費者トラブルに巻き込まれないため一人ひとりにできることなどを学びました。増加が予想される消費者被害を防止するため、教育現場の消費者教育はもちろん、社会全体での体制づくりが必要であること、日頃の人と人とのつながりが大切とお話がありました。



先生とオンライン対談
する参加者

後の対談では、大人も消費生活への知識が不足しており、分からない時は相談することをいとわないこと、若者を市民社会の一員として迎え入れることができる社会について考えることが大切、また若者の意見や相談をどうすれば汲み上げられるか知恵を絞っていききたいとの意見交換があり、参加者の理解につながりました。

■寄せられた声

- 男子の脱毛剤とか、女子のプチ整形、賃貸アパートの電気の契約など、具体的な被害を聞いたので子どもに伝えやすいです。被害にあったことをもっと共有できるといいですね。もう少し被害から守られるような法律や仕組みが増えて欲しいです。
- 子どもたちに同じような目に遭ってほしくないです。まずは先輩である私たち大人が消費者被害を知り、これから成人する子どもたちにしっかり伝えていくことが大切だと思います。☎188(消費者ホットライン)も伝えていきたいです。
- 坂東先生の「大人になることは、ひとりで何でも判断することではない」との言葉は最も心に響きました。まわりに相談してもよいということ、18歳を迎える方々にぜひ知っていただきたいなと感じました。

★見逃し配信はこちらから（6月末まで）

https://youtu.be/-QJGJSIS5_M

